



埼玉県報

第292号
令和4年(2022年)
3月8日
火曜日

目次

規則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の清算人退任届（春日部農林振興センター）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更（都市計画課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道羽生妻沼線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇五―

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二―）の一部を次のように改正する。

「困難な業務を分掌する専門員

別表第一イの表中

警察署の課長

を 警察署の課長

「困難な業務を分掌する専

警察署の課長代理

門員

に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇五二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一地域総務課の項中「地域総務課」を「警備課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「警察用車両、警察用船舶、警察用航空機その他の」を削る。

第22条第3号中「、警察用船舶及び警察用航空機」を「及び警察用船舶」に改め、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

「 警備課

第46条中「7課」を「6課」に、 オリンピック・パラリンピック対策課 を
危機管理課 」

「
警備課
に改める。
危機管理課
」

第50条に次の1号を加える。

(9) 航空隊に関する事。

第55条第2項中「及び警察本部第三留置施設」を「、警察本部第三留置施設及び警察本部第四留置施設」に改める。

第56条の2第2項第2号中「整備」を「管理、整備及び登録手続」に改め、同項第3号を削る。

第57条の4第2項に次の1号を加える。

(7) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関する事。

第57条の5第2項第5号を削る。

第58条を削り、第57条の8を第58条とする。

第63条の次に次の1条を加える。

(航空隊)

第63条の2 警備課に、航空隊を附置する。

2 航空隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察用航空機による災害その他の場合における警備実施、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。
- (2) 警察用航空機の整備に関すること。

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。

告示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口芝園団地中心施設

埼玉県川口市川口芝園町二千八百七十一番一（の一部）外五筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）九号棟一〇五、十一号棟一〇二、一〇三、一〇七、十二号棟一〇

六、十四号棟一〇二、一〇三、一〇七 午前九時から午後八時

十二号棟一〇四 午前九時から午後九時

十二号棟一〇五 午前九時から午後十一時

十四号棟一〇一 午前九時から午後十時

（変更後）九号棟一〇五、十一号棟一〇一、一〇二、十二号棟一〇五、一〇

六 午前九時から午後十一時

十一号棟一〇三、一〇七、十四号棟一〇二、一〇四、一〇七 午

前九時から午後十時

十四号棟一〇一 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前零時三十分

ハ 変更年月日

令和四年二月二十二日

ニ 届出年月日

令和四年二月二十一日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

所沢パークタウン駅前通り団地中心施設

埼玉県所沢市並木三丁目一番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 一号棟一〇三、二号棟一一二、一一三、四号棟一〇五、一〇六 午

前九時から午後七時

一号棟一〇四 午前九時から午後五時

二号棟一〇一、一一〇、四号棟一〇七、一〇八、六号棟一〇一 午

前九時から午後八時

二号棟一〇八、五号棟一〇五 午前九時から午後七時三十分

二号棟一一一、四号棟一〇四、一〇九 午前九時から午後六時

十号棟一〇二 午前九時から午後十時

（変更後） 一号棟一〇三、一〇四、二号棟一〇七、一〇八、四号棟一〇五、

五号棟一〇五、六号棟一〇一 午前九時から午後十時

七号棟一〇五、一〇六、一〇九、一一〇 午前零時から翌午前零

時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十時三十分

（変更後） 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設①から⑦ 午前六時から午後十時

（変更後） 荷さばき施設①から⑤、⑦ 午前六時から午後十時

荷さばき施設⑥ 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和四年二月二十二日

二 届出年月日

令和四年二月二十一日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ファッションセンターしまむら越生店

埼玉県入間郡越生町大字上野字登戸千五十六番一外九筆

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十月二十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百三十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容 一八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から翌午前零時

ト 届出年月日

令和四年二月二十二日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元 祐

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山A

埼玉県狭山市入間川千二十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 大田貴雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一 外 計五者

（変更後）株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本貴志

千葉県松戸市新松戸東九番地一 外 計五者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

ニ 届出年月日

令和四年二月二十四日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山A

埼玉県狭山市入間川千二十五

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五百九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五百九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）駐車場①から駐車場③ 午前七時三十分から翌午前零時三十分

駐車場⑥から駐車場⑧ 午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年十月二十五日

ニ 届出年月日

令和四年二月二十四日

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月八日から令和四年七月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナン越谷大里店

埼玉県越谷市大字大里字上五十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店舗の予定建物は、周辺が事実上の住宅地域であることを全く考慮せず、隣地のパークハイツ越谷にあまりに近接しており、全三百四十戸のうち、約八十戸に日照の障害が発生します。更には、眺望の障害、圧迫感、騒音、光害、異臭等が不快の限度を超え健康被害を生じかねません。建物の配置プランを変更し、健康被害がないようにしてください。

また建物の空調機、冷凍機等の室外機類は十分な遮蔽措置を取り、準工業地域ではなく、住宅地域の騒音基準を満たす機器を設置してください。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

開店時刻（午前六時三十分）及び閉店時刻（午後九時四十五分）、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（午前六時から午後十時）は、二つの小学校を擁した静穏な地域にそぐわないものであり、早朝から狭い道路の車の流量が増え、交通渋滞・開店待ちの車両待機が想定されます。特に無数にある児童の通学路での安全確保が絶対条件です。開店時間（付随する荷さばき可能時間、駐車時間）を一般的な午前十時からとして、リスクを軽減してください。

夜間（午後八時から午後十時）の荷さばき、駐車場利用は隣接するマンション住戸にあつては、騒音・光害により安眠妨害等不快の限度を超えるものとなります。

閉店時間（付随する荷さばき可能時間、駐車時間）を一般的な午後八時までとしてください。

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	新井 孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一
	新井 茂	同 同 八百十八番地
	石井 勉	同 同 千五百六十一番地
	小川 勇	同 同 千八百四十番地一
	小川 修	同 同 二千六十番地三
	福島 榮	同 同 千二十一番地
	松島 政男	同 同 千八百十七番地
	矢島 正弘	同 同 千百三十四番地
	石川 邦夫	同 同 千九百五十八番地二
	石井 敏雄	白岡市実ヶ谷八百六十九番地
	齋藤 佳文	同 岡泉六百七十番地
	利根川 英夫	同 同 四百九十七番地
	横田 保勇	同 同 実ヶ谷三百六十八番地

告示

埼玉県告示第百八十一号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

鳩山町	市町村	土地の区域	予定建築物の用途
		大字今宿の一部	
			流通業務・工業施設

二 変更年月日

令和四年二月十六日

告示

埼玉県告示第百八十二号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社グッドホーム	宇田川 正良	埼玉県越谷市大字大林五百一番地二ロイヤルステ ージ北越谷百五号

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市外野字本田二〇三番一 地先 まで</p>	<p>加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・九〇</p>	<p>六・九三 〆</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一二一・二四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

羽生外野栗橋線	路線名
加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から 同市外野字本田二〇三番一 地先まで	供用開始の区間
令和四年三月十四日	供用開始の期日
令和四年三月八日付け埼玉県行田県土整備事務所長第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一・二・三・四メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生妻沼線
- 三 道路の区域

旧 D	旧 C	旧 B	旧 新 A	旧 新 別
行田市大字北河原字立野一五〇 三番一地先から 行田市大字北河原字立野一六〇 四番一地先まで	行田市大字北河原字立野一五九 四番一地先から 行田市大字北河原字立野一六〇 四番一地先まで	行田市大字北河原字陣場一三八 ○番地先まで	行田市大字北河原字陣場一四八 七番地先から	区 間
三・〇〇〃 三・〇〇〇	三・〇〇〃 三・〇〇〇	九・一〇〃 一一・五六	一一・三五〃 一二・七〇	敷地の幅員 (メートル)
五二・九九	七一・九七	九五・九〇	九五・二〇	延 長 (メートル)
				備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年八月四日

指令川建セ第〇三〇〇四〇号

二 検査済証番号

令和四年三月四日

川建セ第〇三〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字イゴ田百四十三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市日の出町五番十七号 ヴィバーチエー〇一号室

高見澤 侑司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和四年二月二十四日

指令川建セ第〇二〇二〇二号

二 検査済証番号

令和四年三月三日

川建セ第〇三〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字甘粕字丸山千四百九十四番一、千四百九十六番一、千四百九十五番、千四百九十七番一、字長岡千五百四十七番一、千五百四十八番一、千五百五十三番一、千五百五十二番四、千五百五十四番一、字丸山千四百九十四番一地先道路、字長岡千五百四十八番一地先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市岡部二千五百三番一

日成運輸株式会社 代表取締役 北岩 孝志